

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		-	-
		3,257	208,374,544
		144	3,264,418
		1,805	18,955,923
		385	1,278,931
課 税 価 格	3,300	193,961,970	
相 続 税 額	算 出 税 額	3,254	21,387,042
	2 割 加 算 額	274	280,064
	計	3,254	21,667,106
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	108	50,896
	配 偶 者	565	6,371,885
	未 成 年 者	23	5,364
	障 害 者	81	109,696
	相 次 相 続	125	171,641
	外 国 税 額	-	-
	計	860	6,709,482
差 引 税 額	2,817	14,957,624	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	48	124,332	
小 計	2,808	14,833,292	
農 地 等 納 税 猶 予 額	15	208,076	
株 式 等 納 税 猶 予 額	2	34,081	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	2,805	14,646,111
	還 付 税 額	31	54,976
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額	-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	1,129	91,850,000	

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は災害減免法第6条の被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成18年分	3,149	210,482,891	32,086,939	7,699,692	2,679	23,847,085	14	40,426	1,026
平成19年分	3,207	195,238,293	24,369,045	8,163,704	2,769	15,774,480	15	36,639	1,045
平成20年分	3,146	195,536,585	24,582,641	7,886,531	2,693	16,441,858	26	71,805	1,055
平成21年分	3,079	178,457,209	19,727,826	5,739,518	2,615	13,274,068	25	41,548	1,037
平成22年分	3,300	193,961,970	21,667,106	6,709,482	2,805	14,646,111	31	54,976	1,129

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
熊本西	324	19,433,595	280	1,439,619	114
熊本東	377	25,690,520	321	2,269,302	129
八代	129	6,176,744	106	321,179	41
人吉	23	983,797	21	23,057	7
玉名	43	2,660,207	35	113,886	19
天草	42	2,373,668	35	155,482	14
山鹿	25	1,321,859	19	40,894	10
菊池	80	4,557,766	63	462,531	27
宇土	37	2,311,893	34	154,478	12
阿蘇	21	956,082	20	69,090	6
熊本県計	1,101	66,466,131	934	5,049,517	379
大分分	365	21,488,704	300	1,469,547	122
別府	134	6,630,931	114	349,940	43
中津	58	2,915,277	53	114,974	22
日田	51	2,591,055	45	132,249	19
佐伯	38	1,825,298	32	62,795	13
臼杵	29	2,179,627	22	172,501	9
竹田	X	X	X	X	X
宇佐	33	1,729,223	30	158,495	11
三重	X	X	X	X	X
大分県計	733	40,651,968	616	2,509,996	249
宮崎崎	335	21,385,930	280	1,823,337	109
都城	91	4,418,649	78	245,546	29
延岡	82	4,968,686	70	462,229	27
日南	14	762,345	11	87,991	5
小林	17	1,688,333	14	340,250	6
高鍋	29	1,500,332	24	43,728	11
宮崎県計	568	34,724,275	477	3,003,081	187
鹿児島島	514	31,648,396	454	2,699,097	186
川内	40	2,435,327	35	256,019	14
鹿屋	49	2,837,703	40	221,334	15
大島	21	1,148,573	17	87,384	7
出水	38	2,036,439	30	124,988	14
指宿	13	572,063	10	18,870	5
種子島	8	271,214	7	4,588	3
知覧	60	2,723,619	52	176,887	14
伊集院	48	2,541,242	43	147,396	15
加治木	76	4,065,509	65	190,563	31
大隅	31	1,839,511	25	156,392	10
鹿児島県計	898	52,119,596	778	4,083,518	314
総計	3,300	193,961,970	2,805	14,646,111	1,129

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 3,305	千円 193,811,296	人 2,815	千円 14,773,046	人 1,129
	修正申告による増差額	55	839,572	78	256,415	37
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	36	688,898	49	383,349	24
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,300	193,961,970	実 2,805	14,646,111	実 1,129
過 年 分	申 告 額	121	5,102,591	105	241,238	53
	修正申告による増差額	896	8,987,820	1,294	1,314,688	498
	更正による増差額	7	50,207	7	6,947	6
	更正等による減差額	149	1,472,485	191	347,646	89
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,149	12,668,133	実 1,572	1,215,227	実 570
合 計	申 告 額	3,426	198,913,887	2,920	15,014,284	1,182
	修正申告による増差額	951	9,827,392	1,372	1,571,102	535
	更正による増差額	7	50,207	7	6,947	6
	更正等による減差額	185	2,161,383	240	730,995	113
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,449	206,630,103	実 4,377	15,861,338	実 1,699

調査対象等： 「本年分」は平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までの申告（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成21年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年11月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成20年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成22年7月1日から平成23年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	4	464	23	3,275	-	-
過 年 分	888	90,885	89	20,849	87	44,066
合 計	892	91,349	112	24,124	87	44,066

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税 適用財産価額	暦年課税分 贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	291	24,092,071	1,203,810	107,145	325,033	689
1 億円超	577	79,455,604	1,251,670	669,834	2,956,654	1,921
2 "	151	36,935,175	230,112	234,126	2,949,175	531
3 "	76	28,372,583	453,537	152,941	3,705,307	255
5 "	20	11,512,482	86,219	43,656	1,884,715	87
7 "	13	10,520,528	15,000	39,263	2,205,619	52
10 "	-	-	-	-	-	-
20 "	1	2,922,853	-	8,900	746,544	5
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,129	193,811,296	3,240,349	1,255,864	14,773,046	3,540

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	5	56	92	103	35	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	-	36	102	208	154	49	17	4	1	3	2	1
2 "	-	2	23	53	54	13	4	1	-	-	-	1
3 "	1	3	9	30	23	9	-	1	-	-	-	-
5 "	-	1	-	8	7	3	-	-	-	-	-	1
7 "	-	-	2	2	3	6	-	-	-	-	-	-
10 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	6	98	228	404	276	81	21	6	1	3	2	3

調査対象等： 平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告を含む。）に基づいて作成した。

（注） この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5 - 3 相続財産種類別

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	296	4,241,899
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	417	7,761,431
	宅地（借地権を含む。）	1,049	62,105,477
	山林	393	915,521
	その他の土地	367	5,907,888
	計	1,065	80,932,216
家屋、構築物		998	14,231,827
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	122	199,158
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	25	133,932
	売掛金	41	174,785
	その他の財産	89	702,240
	計	189	1,210,116
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	266	13,379,707
	同上以外の株式及び出資	570	5,182,402
	公債及び社債	281	5,430,967
	投資・貸付信託受益証券	281	3,804,247
	計	794	27,797,322
現金、預貯金等		1,118	51,119,365
家庭用財産		812	440,868
その他の財産	生命保険金等	284	8,890,180
	退職金及び功労金等	117	6,455,205
	立木	168	127,928
	その他の	970	17,083,987
	計	1,013	32,557,301
合計		1,123	208,289,015
相続時精算課税適用財産価額		101	3,240,349
債務		1,020	16,701,242
葬式費用		1,090	2,272,690
計		1,115	18,973,932
差引純資産価額		1,126	192,555,432
加算贈与財産価額 / 暦年課税分贈与財産価額		216	1,255,864
課税価格		1,129	193,811,296

調査対象等：平成22年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成23年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長され平成24年1月11日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。